

準拠した基準及び規格の変更案について

【準拠した基準及び規格】

変更前	変更後
<p>(1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律</p> <p>(2) 試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則</p> <p>(3) 試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則</p> <p>(4) 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則</p> <p>(5) 日本産業規格 (JIS)</p> <p>(6) 原子力発電所耐震設計技術指針 (日本電気協会)</p> <p>(7) 原子力発電所耐震設計技術規程 (日本電気協会)</p> <p>(8) 発電用原子力設備規格 材料規格 (日本機械学会)</p> <p>(9) 発電用原子力設備規格 設計・建設規格 (日本機械学会)</p>	<p>(1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律</p> <p>(2) 試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則</p> <p>(3) 試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則</p> <p>(4) 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則</p> <p><u>(5) 研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈</u></p> <p>(6) 日本産業規格 (JIS)</p> <p>(7) 原子力発電所耐震設計技術指針 (日本電気協会)</p> <p>(8) 原子力発電所耐震設計技術規程 (日本電気協会)</p> <p>(9) 発電用原子力設備規格 材料規格 (日本機械学会)</p>

【原子炉カバーガス等のバウンダリに係る解説】

変更前	変更後
<p>「通常運転時開、冷却材又はカバーガス漏えい事故時開または閉の止弁を有する配管系は原子炉側から見て第2止弁まで (第2止弁を含む)。」の以遠に位置し、「<u>発電用原子力設備規格 設計・建設規格 第Ⅱ編 高速炉規格</u>」に基づき、原子炉カバーガス等のバウンダリに該当しない。</p>	<p>「通常運転時開、冷却材又はカバーガス漏えい事故時開または閉の止弁を有する配管系は原子炉側から見て第2止弁まで (第2止弁を含む)。」の以遠に位置し、「<u>研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈</u>」に準拠し、「<u>解説 ナトリウム冷却型高速増殖炉発電所の原子炉施設に関する構造等の技術基準</u>」のとおり、原子炉カバーガス等のバウンダリに該当しない。</p>

【強度計算書他】

変更前	変更後
(1) 日本産業規格 (JIS) (2) 発電用原子力設備規格 材料規格 (日本機械学会) (3) 発電用原子力設備規格 設計・建設規格 (日本機械学会) (4) <u>試験研究用原子炉施設に関する構造等の技術基準</u>	(1) 日本産業規格 (JIS) (2) 発電用原子力設備規格 材料規格 (日本機械学会) (3) <u>研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈</u>

変更前	変更後
<u>試験研究用原子炉施設に関する構造等の技術基準 第 56 条第 1 項(第 40 条第 1 項準用)</u>  技術基準第 40 条第 1 項 第一号：内面に圧力を受ける管 (省略) 第二号：外面に圧力を受ける管 (省略)	<u>「研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」の「別紙 1 ナトリウム冷却型高速炉に関する構造等の技術基準」 第 64 条第 1 項(第 58 条第 1 項準用)</u>  技術基準第 58 条第 1 項 第一号：内面に圧力を受ける管 (省略) 第二号：外面に圧力を受ける管 (省略)

変更前	変更後
閉止キャップは <u>試験研究用原子炉施設に関する構造等の技術基準 第 56 条第 7 項第一号(ト)</u> に掲げられる日本産業規格(旧 日本工業規格) JIS B 2316「配管用鋼製差込み溶接式管継手」に適合するものである。管継手の厚さは、 <u>試験研究用原子炉施設に関する構造等の技術基準第 56 条第 7 項により、以下に示すように準用される第 40 条第 1 項により必要とされる厚さ以上であるため、板厚の計算は不要である。</u>	閉止キャップは「 <u>研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈</u> 」の「 <u>別紙 1 ナトリウム冷却型高速炉に関する構造等の技術基準</u> 」第 64 条第 7 項第一号(ト)に掲げられる日本産業規格(旧 日本工業規格) JIS B 2316「配管用鋼製差込み溶接式管継手」に適合するものである。管継手の厚さは、「 <u>研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈</u> 」の「 <u>別紙 1 ナトリウム冷却型高速炉に関する構造等の技術基準</u> 」第 64 条第 7 項により、以下に示すように準用される第 58 条第 1 項により必要とされる厚さ以上であるため、板厚の計算は不要である。